

第 1 号議案

平成 24 年度福井県教科用図書選定審議会委員の任命について

別紙のとおり、平成 24 年度福井県教科用図書選定審議会委員を任命する。

平成 24 年 4 月 26 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条および同法施行令第 10 条の規定に基づき、みだしの委員を任命したいので、この案を提出する。

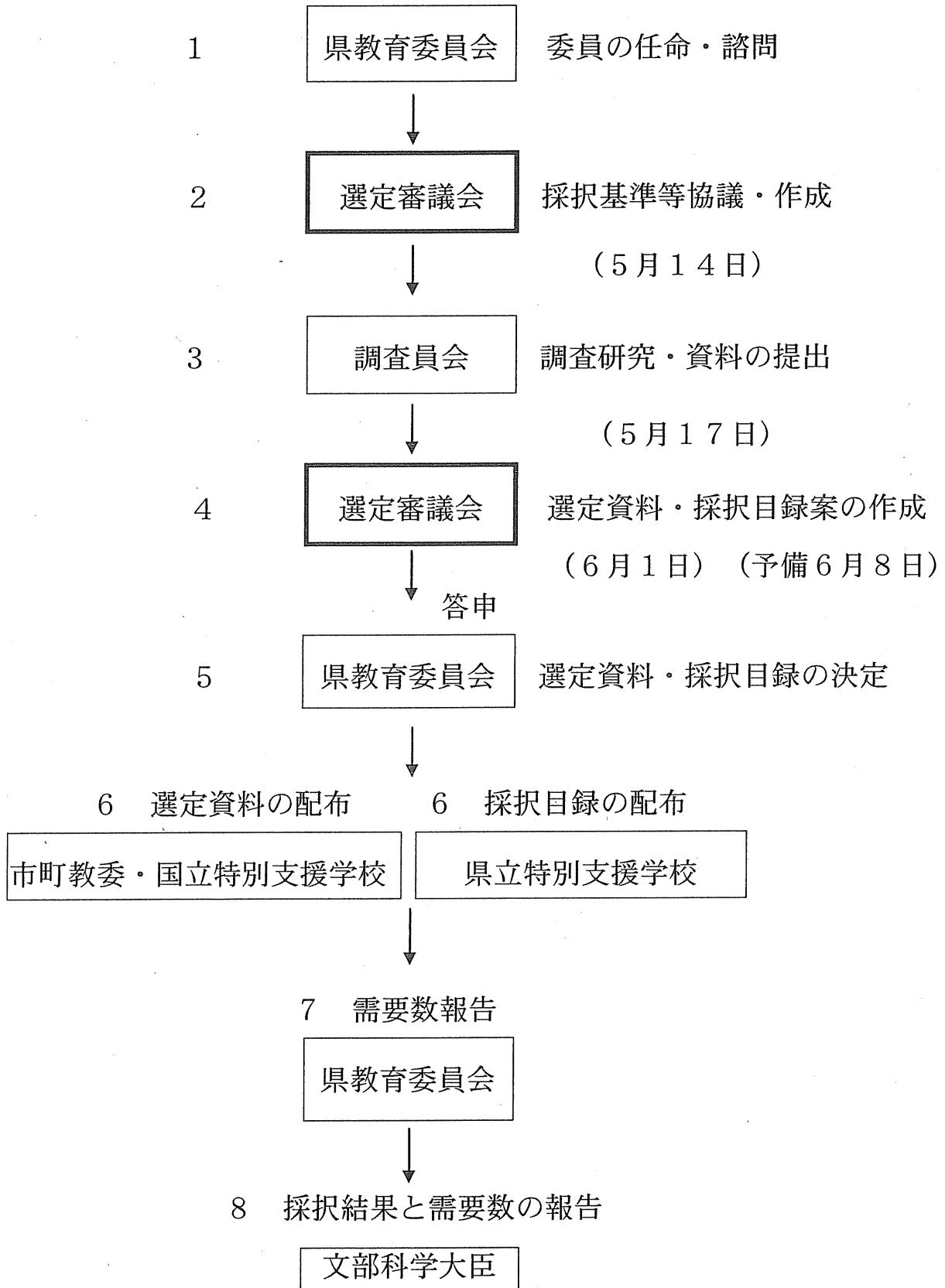
平成24年度 福井県教科用図書選定審議会委員

(敬称略)

番号	施行令による区分	役職名	氏名
1	(1号委員) 義務教育諸学校の校長及び教員	県立視覚障害特別支援学校 (県立盲学校長)	五十嵐陽子
2		県立聴覚障害特別支援学校 (県立ろう学校長)	菱川千鶴子
3		県立知的障害特別支援学校校長 (県立嶺北養護学校長)	高野 幸嗣
4		県立肢体不自由特別支援学校校長 (県立福井養護学校長)	吉田 房子
5		小学校特別支援学級設置校長代表 (鯖江市立待小学校長)	林 哲治
6		中学校特別支援学級設置校長代表 (福井市灯明寺中学校長)	東 久雄
7	(2号委員) 県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	福井高志地区教育委員会代表 (福井市教育委員会教育長)	内田 高義
8		奥越地区教育委員会代表 (大野市教育委員会教育長)	松田 公二
9		坂井地区教育委員会代表 (坂井市教育委員会教育長)	川元 利夫
10		丹南地区教育委員会代表 (鯖江市教育委員会教育委員長)	吉村 明美
11		嶺南地区教育委員会代表 (美浜町教育委員会教育長)	大同 保
12		県特別支援教育センター所長	小嵐 恵子
13	(3号委員) 教育に関し学識経験を有する者	福井大学教授	森 透
14		福井新聞社論説委員長	北島 三男
15		県社会教育委員	小林 年子
16		県知的障害特別支援学校PTA連合会代表 (清水養護学校保護者)	八力英美子
17		県人権擁護委員連合会代表 (福井協議会副会長)	萩原 勢子

任期:平成24年5月14日から平成24年8月31日

学校教育法附則第9条教科用図書採択の手順



教科書採択に関わる法令関係

<義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律>

第11条

都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

<同法施行令>

第10条

選定審議会の委員は次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。